

回覧										

アライグマにご注意ください！

加古川市において、市街地でのアライグマの目撃情報が増加しております。下記をご覧ください、ご家庭におかれましても、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

アライグマを見かけたら・・・

静かにその場を離れてください。絶対にエサを与えたり、頭をなでようとして近づかないでください。

家屋へ侵入される可能性のある箇所を^{ふさ}ぎましょう。屋根等に登られないよう、木の枝は定期的に剪定しましょう。

ごみ捨てる時間を厳守し、ネットをかけ、エサとなる生ごみの放置をなくしましょう。農作物の未収穫物、木から落下した果実等は農地に放置せず、速やかに片付けましょう。

アライグマってどんな動物？

アライグマは、北アメリカから日本に持ち込まれた外来種の野生動物です。ペットとして飼いきれなくなつて、野外に放たれたアライグマが繁殖し、今では、多くの都道府県で野生のアライグマが確認されています。

特徴

体長は40cm～60cm、ネコよりも二回りほど大きな動物です。目の周りに黒いマスク模様があります。全体的には褐色で、尻尾は太くシマ模様です。

するどい爪や^{きば}牙をもっており、^か咬まれたり、ひっかかれたりするなどして、感染症にかかるおそれがあります。

夜行性ですが、昼間も目撃されることがあります。

学習能力が高く、手先が器用で力が強い動物です。

追い詰めたり、驚かしたり刺激を与えなければ、攻撃することはほとんどありません。



アライグマ被害を防ぐために

加古川市では、特定外来生物であるアライグマから、農作物等への被害を防ぐための支援として、個人に対しての捕獲の許可と捕獲檻おりの貸出を行っております。捕獲をご検討の場合は、お早めに農林水産課にご相談ください。

アライグマ捕獲等の流れ

窓口にて申請（加古川市役所 新館3F 農林水産課）

講習をさせていただきます。（全体で約30分）

捕獲檻については、その日にお持ち帰りいただくことも可能です。



捕獲許可証の発行

市役所に受け取りに来られる場合は2～3日以内にお渡し可能です。



捕獲檻を設置

捕獲許可証に記載された捕獲期間内に設置をお願いします。



アライグマの捕獲があれば、農林水産課に連絡



現地にて、捕獲されたアライグマを猟友会に引き渡し

※檻の1回の貸出期間は1か月、同年度中に2回まで貸出が可能です。

上記の制度では捕獲が難しい場合

民家の軒下や屋根裏等に棲み着いた場合は、檻での捕獲や捕獲されたアライグマの処分が困難であるため、専門業者にご依頼いただくことを推奨しております。

一般社団法人 兵庫県パストコントロール協会

TEL：0120-76-2633 受付時間：9:00～17:00（月～金）

会員業者を取りまとめている団体のため、ご相談により会員業者の紹介があります。

厚生労働省・環境省所管の法人で兵庫県の認可団体です。

問合せ先

加古川市 農林水産課 振興係

☎079-427-9226（直通）